

三木町合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度について

1. 対象となる地域

公共下水道や農業集落排水等の計画がない地域
公共下水道の計画があるが7年以内に整備予定がない地域
※対象地域に関しては環境下水道課までお問合せください。



2. 主な支給条件

- ① 申請者が住むための専用住宅であること
- ② 町税の滞納が無いこと
- ③ 既存の汚水処理未普及解消につながる合併処理浄化槽の設置であること
(家屋の建替・増築や転居に伴う合併処理浄化槽の更新などは補助対象になりません)
- ④ 申請した年度の2月末までに事業を完了し、実績報告書を提出すること

3. 補助金額

(1)合併処理浄化槽の設置

延べ床面積	人槽	金額
140㎡ 以下	5人槽	332,000 円
140㎡ 以上	7人槽	414,000 円
二世帯住宅	10人槽	548,000 円

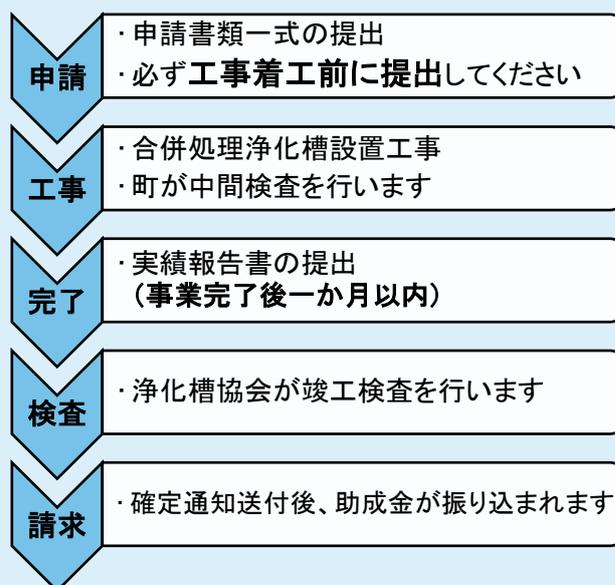
(2)汲み取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置替え

上記(1)の設置費に加えて、既存の汲み取り便槽等の撤去費と新規に合併浄化槽を設置するために必要な宅内配管費の補助があります。

既存汲み取り便槽の撤去費	(上限) 90,000 円
既存単独処理浄化槽の撤去費	(上限) 120,000 円
宅内配管工事費	(上限) 300,000 円

※予算には限りがあります。予算がなくなり次第受付を終了します。

4. 申請の流れ



5. 注意事項

申請書、実績報告書及び添付書類の日付に矛盾がないか確認をお願いします。
実績報告時に香川県浄化槽協会が開催している「浄化槽設置者講習会」の「終了証のうつし」が必要になります。
必ず保管してください。

お問い合わせ先

三木町役場 環境下水道課

TEL 087-891-3315

FAX 087-891-3328

実績報告書類の補助金交付請求書には、振込を希望する銀行口座の通帳等の写し（金融機関名・口座情報が分かる部分）を添付してください。

例) 通帳表紙の次のページ

おなまえ ミキ タロウ	普通預金		
		店番	口座番号
		333	123654

株式会社 木田銀行
 口座店名 三木支店
 TEL 087 (89×) △△●●

表紙をめくる

口座がネットバンクやウェブ通帳等により紙の通帳が無い場合は、インターネットバンキングでの口座情報を表示した画面を印刷したものを提出してください。

パソコン等の印刷機能で印刷する。
 (口座情報の取得方法は取引銀行にお問い合わせください。)

木 田 銀 行

202△年 ●月 ×日

□ 座 情 報

ミキ タロウ 様

お取引店			
店 番 号	333	支 店 名	三木支店
預金種類	普通	口座番号	123654

浄化槽管理者は法定検査を年 1 回行うことを法律で義務付けられていますので、受検してください。香川県では香川県浄化槽協会のみが法定検査を実施できます。

保守点検の業者では、法定検査は行うことができません。

保守点検と法定検査は趣旨や目的が異なります。

	保守点検	法定検査
目 的	浄化槽機能の維持	維持管理が適正かを検査
趣 旨	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽の機器類が正常に働いているか、汚泥のたまり具合はどうか等を調べます。 ・異常を早期に発見して修理する、消毒薬の補充などを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保守点検や清掃を適正に行っているか、浄化槽の機能が正常に維持されているのかを検査します。 ・法律で定められた水質の処理水が出ているか、水質検査をします。
実施者	契約している保守点検業者	香川県浄化槽協会